

次期感染症サーベイランスシステム説明会

1. 次期感染症サーベイランスシステムの概要
2. システム登録方法について
3. システムでの作業内容の説明

次期感染症サーベイランスシステムの概要

感染症サーベイランスシステム（NESID）とは？

感染症発生動向調査として実施されている

- ・ 感染症法第12条～第14条に基づく発生届出
- ・ 感染症法第15条に基づく積極的疫学調査に関する情報 等

⇒ これら内容を入力するためのシステム

※ 新型コロナウイルス感染症で使用している「HER-SYS」とは別

感染症発生動向調査とは？

感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の国民や医療機関への迅速な提供・公開により、感染症に対する有効かつ的確な予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止することを目的としている

次期感染症サーベイランスシステムの概要

感染症法第12条 医師の届出

一類～四類感染症、五類感染症の一部、新型インフルエンザ等感染症 等

感染症法第13条 獣医師の届出

届出を行う感染症と対象となる動物

感染症法第14条 指定届出機関からの届出

定点医療機関からの報告（小児科、内科、眼科、性感染症、基幹、疑似症）等

感染症法第15条 積極的疫学調査

感染症法第16条 情報の公表

次期感染症サーベイランスシステムの概要

感染症法第12条 医師の届出

一類

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) エボラ出血熱 | (5) ペスト |
| (2) クリミア・コンゴ出血熱 | (6) マールブルグ病 |
| (3) 痘そう | (7) ラッサ熱 |
| (4) 南米出血熱 | |

二類

- | | |
|--|--|
| (8) 急性灰白髄炎(ポリオ) | (12) 中東呼吸器症候群
(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。) |
| (9) 結核 | |
| (10) ジフテリア | |
| (11) 重症急性呼吸器症候群
(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。) | (13) 鳥インフルエンザ(H5N1) |
| | (14) 鳥インフルエンザ(H7N9) |

三類

- | | |
|------------------|------------|
| (15) コレラ | (18) 腸チフス |
| (16) 細菌性赤痢 | (19) パラチフス |
| (17) 腸管出血性大腸菌感染症 | |

四類

- | | |
|--|-------------------------------|
| (20) E型肝炎 | (41) デング熱 |
| (21) ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む。) | (42) 東部ウマ脳炎 |
| (22) A型肝炎 | (43) 鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9を除く。) |
| (23) エキノコックス症 | (44) ニパウイルス感染症 |
| (24) 黄熱 | (45) 日本紅斑熱 |
| (25) オウム病 | (46) 日本脳炎 |
| (26) オムスク出血熱 | (47) ハンタウイルス肺症候群 |
| (27) 回帰熱 | (48) Bウイルス病 |
| (28) キャサヌル森林病 | (49) 鼻疽 |
| (29) Q熱 | (50) ブルセラ症 |
| (30) 狂犬病 | (51) ベネズエラウマ脳炎 |
| (31) コクシジオイデス症 | (52) ヘンドラウイルス感染症 |
| (32) サル痘 | (53) 発しんチフス |
| (33) ジカウイルス感染症 | (54) ボツリヌス症 |
| (34) 重症熱性血小板減少症候群
(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。) | (55) マラリア |
| (35) 腎症候性出血熱 | (56) 野兎病 |
| (36) 西部ウマ脳炎 | (57) ライム病 |
| (37) ダニ媒介脳炎 | (58) リッサウイルス感染症 |
| (38) 炭疽 | (59) リフトバレー熱 |
| (39) チクングニア熱 | (60) 類鼻疽 |
| (40) つつが虫病 | (61) レジオネラ症 |
| | (62) レプトスピラ症 |
| | (63) ロッキー山紅斑熱 |

五類 全数把握対象

- | | |
|---|------------------------------------|
| (64) アメーバ赤痢 | (75) 侵襲性髄膜炎菌感染症 *直ちに届出 |
| (65) ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く) | (76) 侵襲性肺炎球菌感染症 |
| (66) カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症 | (77) 水痘
(患者が入院を要すると認められるものに限る。) |
| (67) 急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く) | (78) 先天性風しん症候群 |
| (68) 急性脳炎
(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。) | (79) 梅毒 |
| (69) クリプトスポリジウム症 | (80) 播種性クリプトコックス症 |
| (70) クロイツフェルト・ヤコブ病 | (81) 破傷風 |
| (71) 劇症型溶血性レンサ球菌感染症 | (82) バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症 |
| (72) 後天性免疫不全症候群 | (83) バンコマイシン耐性腸球菌感染症 |
| (73) ジアルジア症 | (84) 百日咳 |
| (74) 侵襲性インフルエンザ菌感染症 | (85) 風しん *直ちに届出 |
| | (86) 麻しん *直ちに届出 |
| | (87) 薬剤耐性アシネトバクター感染症 |

次期感染症サーベイランスシステムの概要

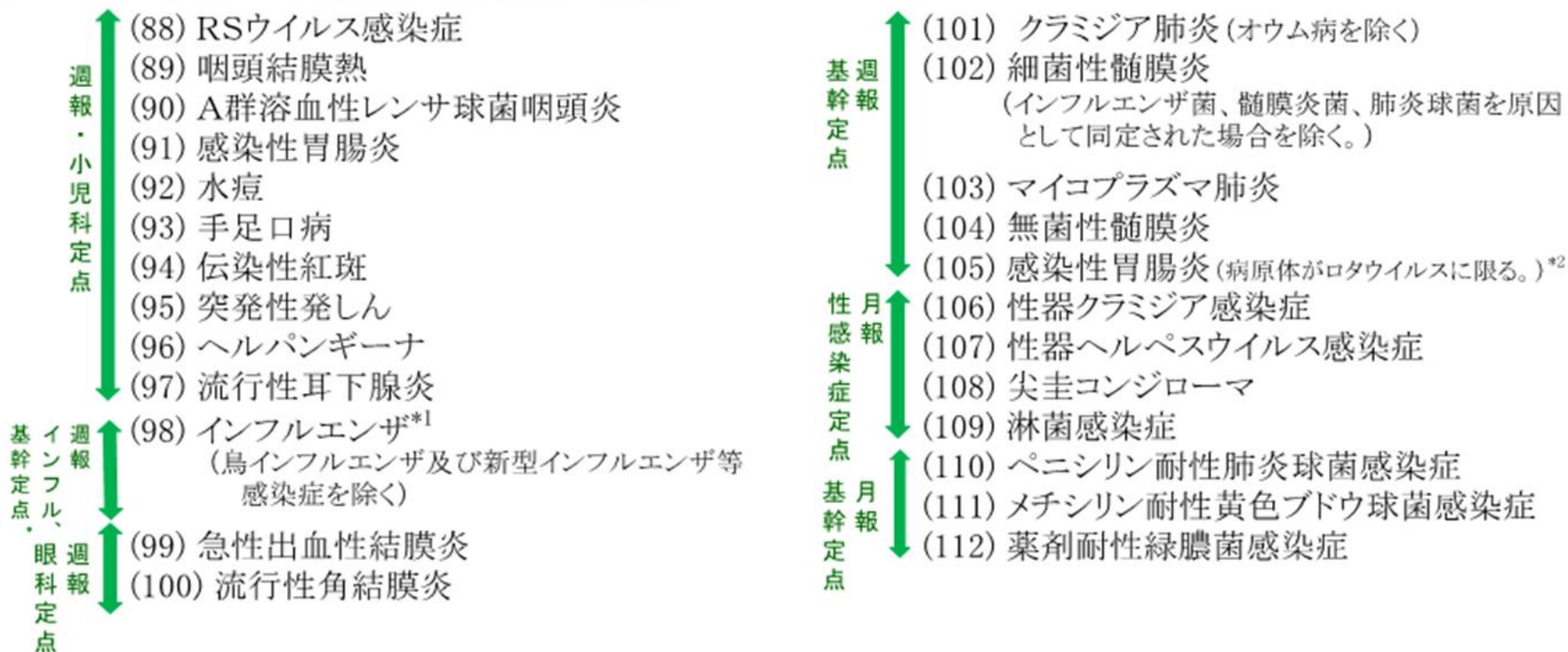
感染症法第13条 獣医師の届出

感染症の種類	罹患（疑い）動物又は動物の死体	感染症法上の分類
エボラ出血熱	サル	一類
マールブルグ病	サル	一類
ペスト	プレーリードッグ	一類
重症急性呼吸器症候群（SARS）	イタチアナグマ、タヌキ及びハクビシン	二類
細菌性赤痢	サル	三類
ウエストナイル熱	鳥類	四類
エキノコックス症	犬	四類
結核	サル	二類
鳥インフルエンザ	鳥類	二類
中東呼吸器症候群（MERS）	ヒトコブラクダ	二類

次期感染症サーベイランスシステムの概要

感染症法第14条 指定届出機関からの届出

五類 定点把握対象



*1 インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)の基幹定点の届出対象は入院したもの

*2 (105)感染性胃腸炎のうち、病原体がロタウイルスであるものを基幹定点から届け出る

次期感染症サーベイランスシステムの概要

次期システムの導入に関する厚生労働省からの通知

○ 令和4年5月16日付け

運用開始予定日：令和4年10月11日（火）

自治体ごとに令和4年10月以降に、順次オンライン入力を開始

○ 令和4年6月9日付け

利用予定の端末からのネットワーク疎通確認期間（7月7～15日）

○ 令和4年8月5日付

運用開始予定日：令和4年10月31日（月）に延期

医療機関等の利用者アカウント発行：令和4年8月29日～

行政向け、医療機関等向け厚生労働省主催の研修会の案内

次期感染症サーベイランスシステムの概要

厚生労働省主催 医療機関等向けの研修会の開催案内

研修の対象	開催日時	開催方法/参加上限	主な内容
医療機関 動物診療施設	9/15(木) 14時～15時半 9/21(水) 14時～15時半 9/22(木) 14時～15時半	Zoom (各回500名)	<ul style="list-style-type: none">○システム全体の概要○業務共通サブシステム ・ログイン方法、パスワード・二要素認証の変更方法、画面構成ほか○感染症発生動向調査サブシステム ・全数報告・定点報告・動物の感染症の登録方法 ・ID管理（積極的疫学調査・健康観察等）○異常事象検知サーベイランスサブシステム ・入院サーベイランスと疑似症サーベイランス

※ これら研修会への参加には、「利用者アカウント」の保有が前提
研修内容をまとめた動画は9月29日を目処に公開予定

⇒ まずは「利用者アカウント」の発行が必要になります！

次期感染症サーベイランスシステムの概要

次期システムの運用開始日

令和4年10月31日から（延期する場合は1ヶ月以上前に通知予定）

※ 新型コロナウイルス感染症で使用しているHER-SYSはそのまま
HER-SYSのアカウントは次期システムでは使用できません

何が変わるのか

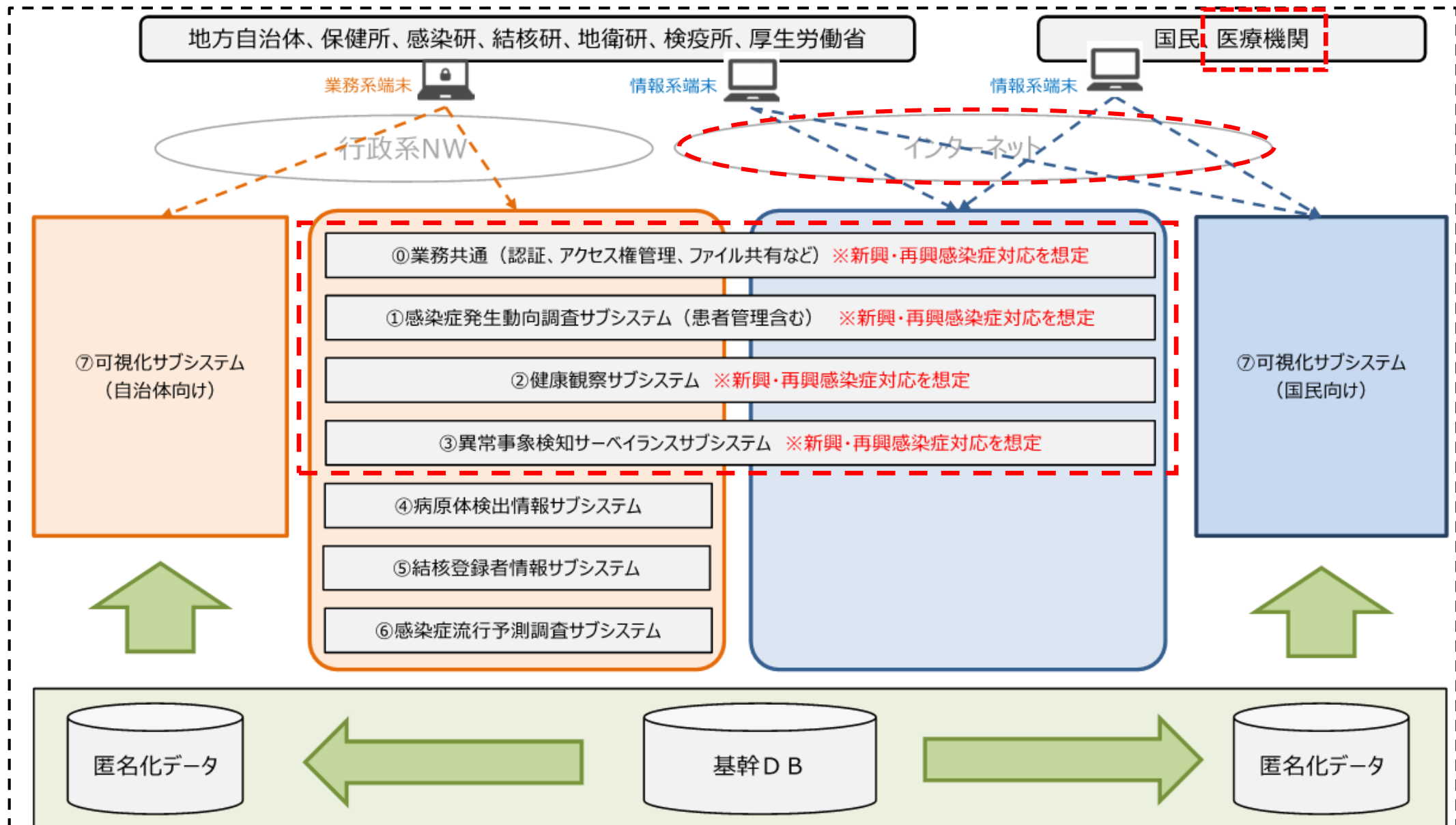
これまで 管轄保健所へFAX等による届出

これから インターネットによるオンライン入力

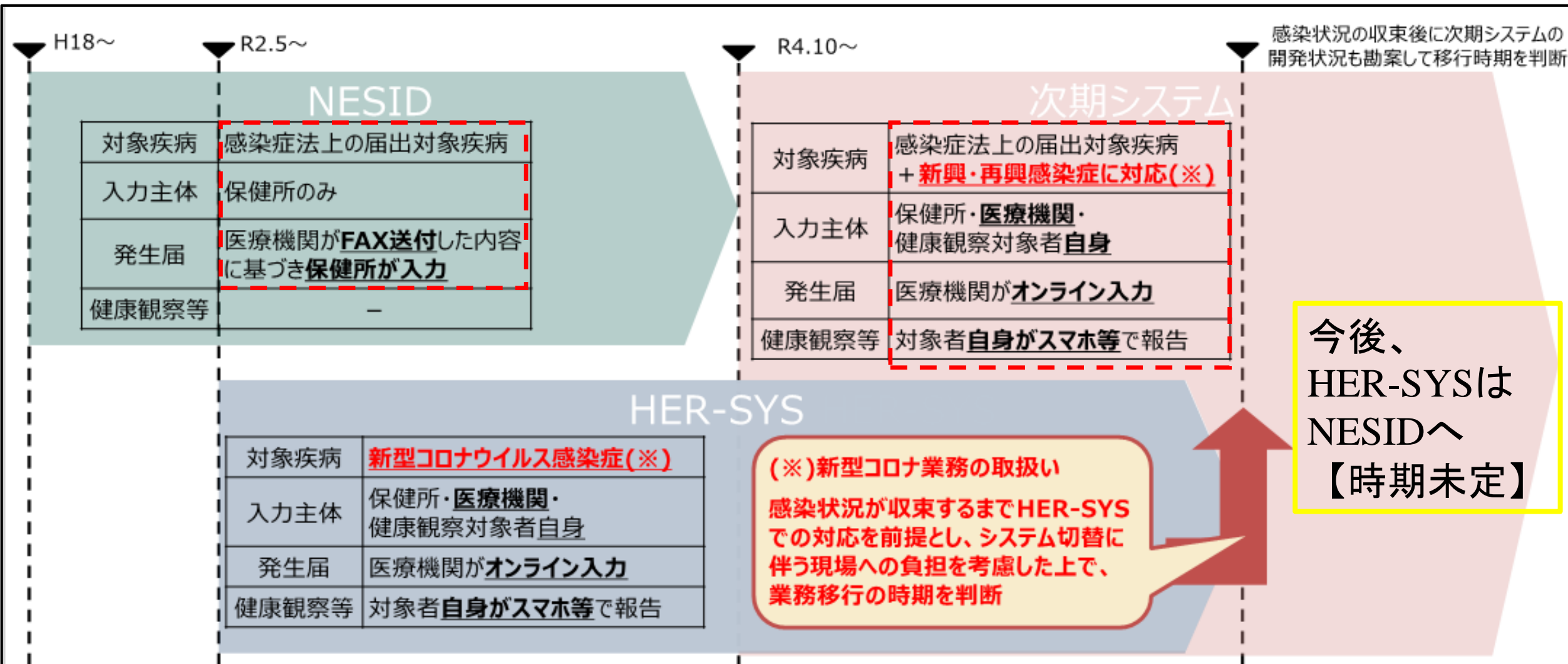
※ これまでどおりFAX等による届出も可

新興・再興感染症の発生に備えた機能の追加
健康観察機能の追加

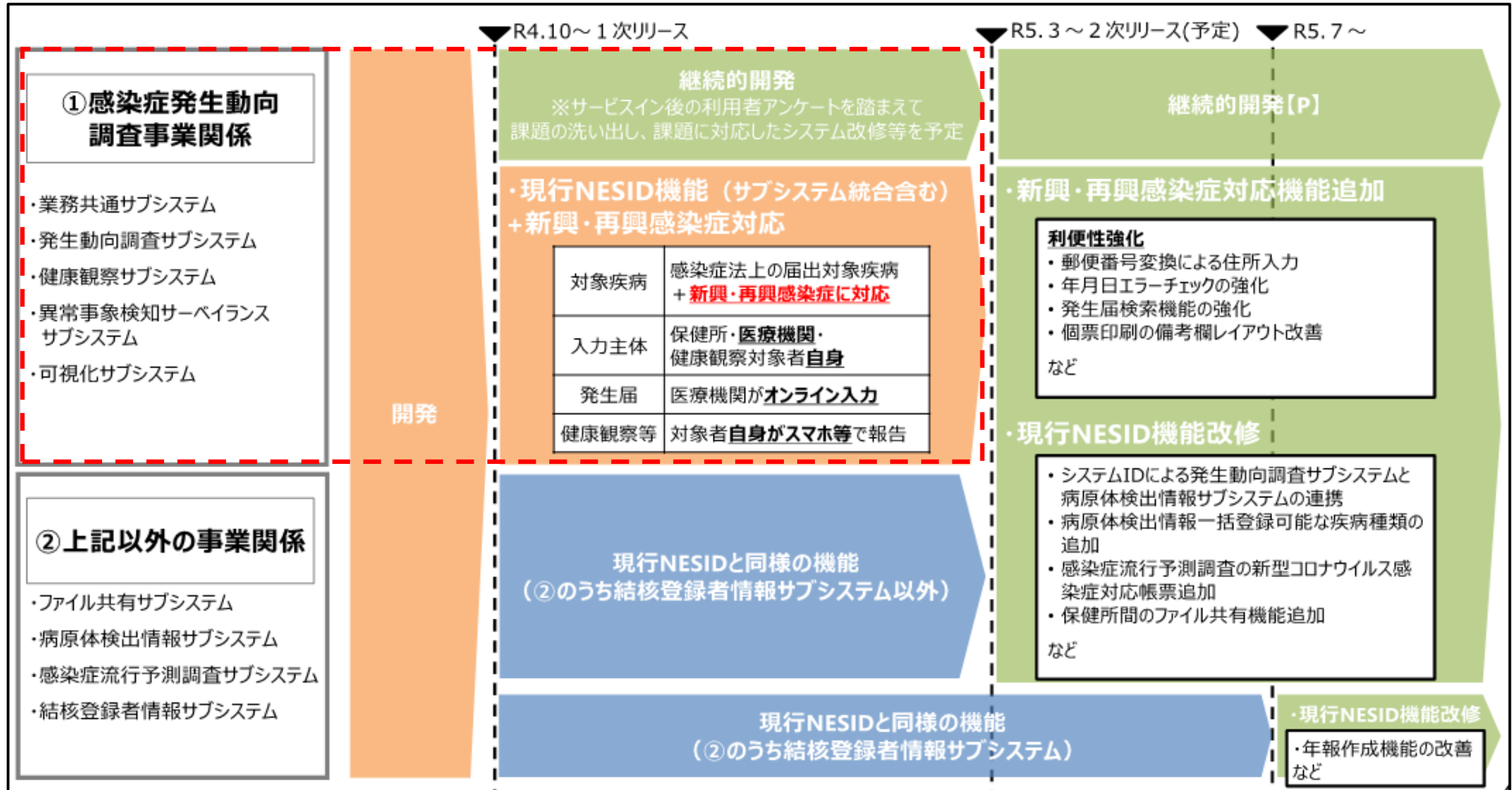
次期感染症サーベイランスシステムの概要






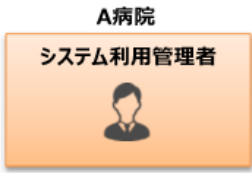

次期感染症サーベイランスシステムの概要



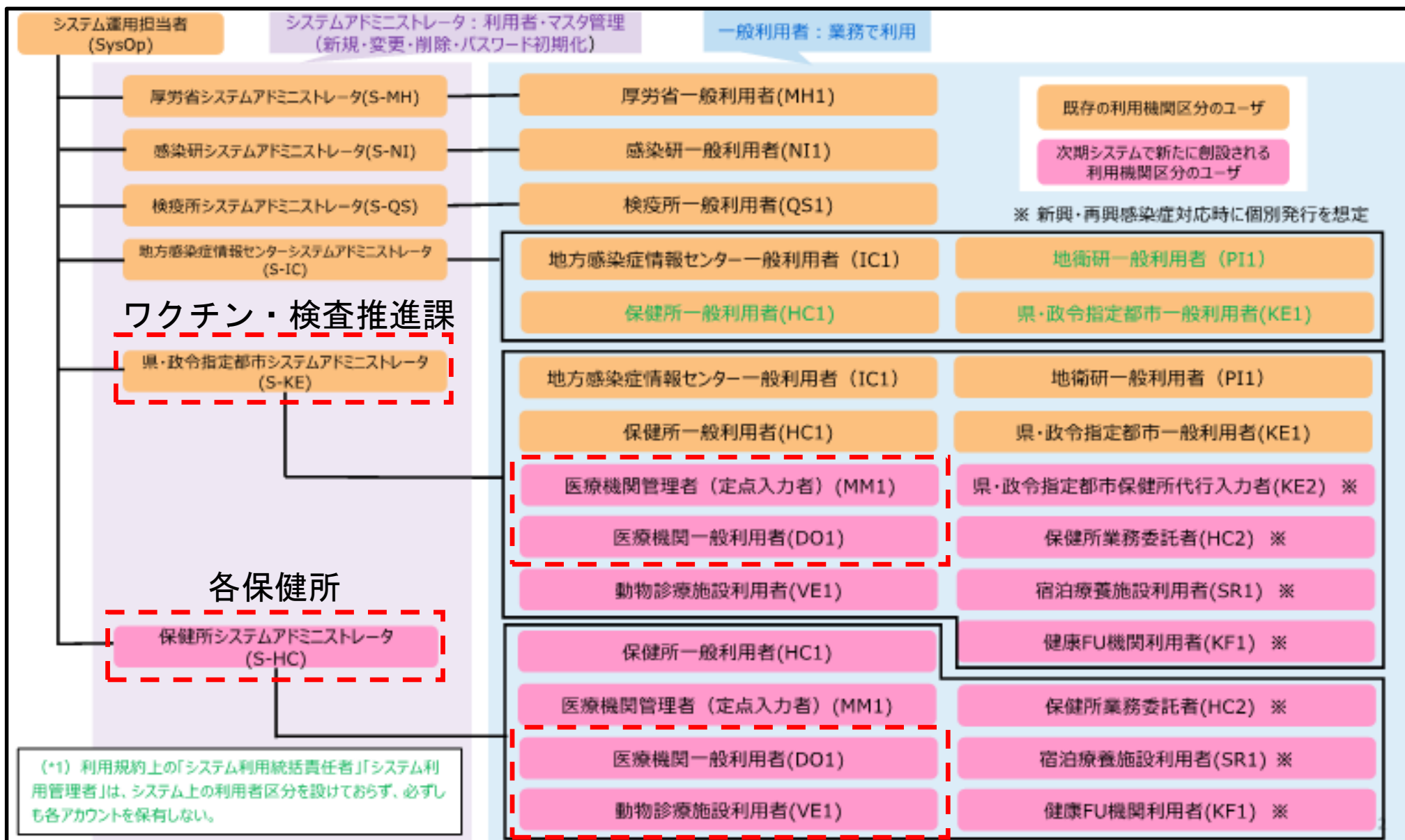
次期感染症サーベイランスシステムの概要



次期感染症サーベイランスシステムの概要

	関係者	主な役割	アカウント管理
国	 <p>厚生労働省</p>	<p>本システムの維持、補修の必要があるとき、天災地変その他の事由によりシステムに障害又は遅延の生じたとき、運用の停止、休止若しくは中断、利用制限又は本システム内の情報の変更又は削除を行う</p>	
都道府県等	 <p>システム利用統括責任者</p>	<p>都道府県等（都道府県、保健所設置市、特別区の157自治体を想定）に設置され、システム利用全体を管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の者に利用規約を遵守させるよう努める ・適切にシステム利用されるよう必要な指導及び監督を行う 	
認証実施機関	 <p>利用者認証実施者 (システムアドミニストレータ)</p>	<p>自組織及び管轄内の各利用機関において ID・パスワードなどアカウント情報を中心にシステム利用者を管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム利用者に対して利用の許可、停止を行う ・利用アカウント、システム利用に必要な機器等を適切に管理するとともにシステム利用者適切に管理させる 	<ul style="list-style-type: none"> ・管轄内のシステム利用者の ID 発行、停止を行う ・システム利用者の職務権限に応じて、適切な権限種別の ID を発行
利用機関	 <p>A病院 システム利用管理者</p>	<p>自所属利用機関内のシステム利用を管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム利用者利用規約を遵守させるよう努める ・適切にシステム利用されるよう必要な指導及び監督を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動等に伴うシステム利用者のIDの発行、変更、停止、削除の有無を管理 ・利用者認証実施者（システムアドミニストレータ）に対して、必要に応じて利用者アカウントの申請を行う
	 <p>システム利用者</p>	<p>遵守事項に則った適切なシステム利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用アカウント、システム利用に必要な機器等の適切な管理 ・OSその他のプログラム等の脆弱性に関して適切に対応し、不正プログラム対策ソフトウェア等を導入してセキュリティを確保する など 	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動等に伴う利用者アカウントの変更等を事前にシステム管理者に申出

次期感染症サーベイランスシステムの概要



次期感染症サーベイランスシステムの概要

今後の流れ

1. 各医療機関等から利用者アカウントの申請

申請先：種別により自治体窓口が異なるので注意！

定点報告医療機関 ⇒ ワクチン・検査推進課

全数報告医療機関 ⇒ 管轄保健所

飼育動物飼養施設 ⇒ 管轄保健所

送付資料：「システム使用申請様式」（エクセルファイル）

入手方法：メールアドレスを事前登録している施設 ⇒ **メール**
メールアドレスを登録していない施設 ⇒ **県HP**から

(URL) <https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/vaccine/yobou/1701.htm>

次期感染症サーベイランスシステムの概要

今後の流れ

2. 各医療機関等にて「システム使用申請様式」に必要情報を入力し、それぞれの自治体窓口にメールで送付
3. 自治体窓口にて、システム上で施設毎のアカウントの発行作業
4. 自治体窓口から各医療機関等へアカウント情報をメールで送付